

3. 河川整備に関する方針

3.1 河川整備の基本理念

千代川水系（国管理区間）の河川整備計画は、流域で生活する人々に潤いと安心を与え、鳥取県東部地区の発展に寄与し、自然豊かな河川空間や千代川らしい景観を次代に継承するとともに、地域で生活する人々が鳥取を訪れる人々に誇れる川を目指すため、次の5つの基本理念を柱とし、河川整備を進めていきます。

また、地域の人々と共に考え進めていく河川整備の推進、社会情勢や地域の声を踏まえた既存施設や自然環境の評価・改善を進めていきます。

★人々が笑顔で安全に暮らせる川づくり

千代川の歴史は人と洪水の闘いの歴史であり、過去の洪水では多くの貴重な生命、財産が失われてきました。

このため、人々がいつまでも安心して暮らせるための川づくりを進めます。

★暮らしの営みを支える川づくり

比較的水には恵まれた千代川ですが、地域の水のほぼ全てが千代川により賄われているため、雨の少ない年には都市部を中心に渇水被害が発生しています。

このため、普段から安心して生活できるよう流水の安定供給に努めます。

★潤いと安らぎに満ちた千代川の実現

千代川が育んできた良好な自然環境を保全するとともに、清らかな流れを次代に引き継ぐ川づくりを目指します。

★“ふるさと”を実感できる千代川の次代への継承

都市域の中の貴重なオープンスペースとしての河川利用の促進、人と水が深く係りあった民俗行事など、それぞれの地域の特徴を活かし、千代川を軸として形成されてきた歴史や文化を守り、ふるさとを実感できる川づくりを目指します。

★地域のつながりを深め、共に考える河川整備の推進

水辺の魅力を最大限に引き出し、住民参加と地域連携など地元主体となる川づくりを支援し、地域の活性化に寄与でき、より多くの人々が川に向き、より親しめる川づくりを目指します。

3.2 河川整備の計画対象区間

本計画の対象区間は、千代川水系千代川と支川のうち、国管理区間である45.3kmを対象とします。

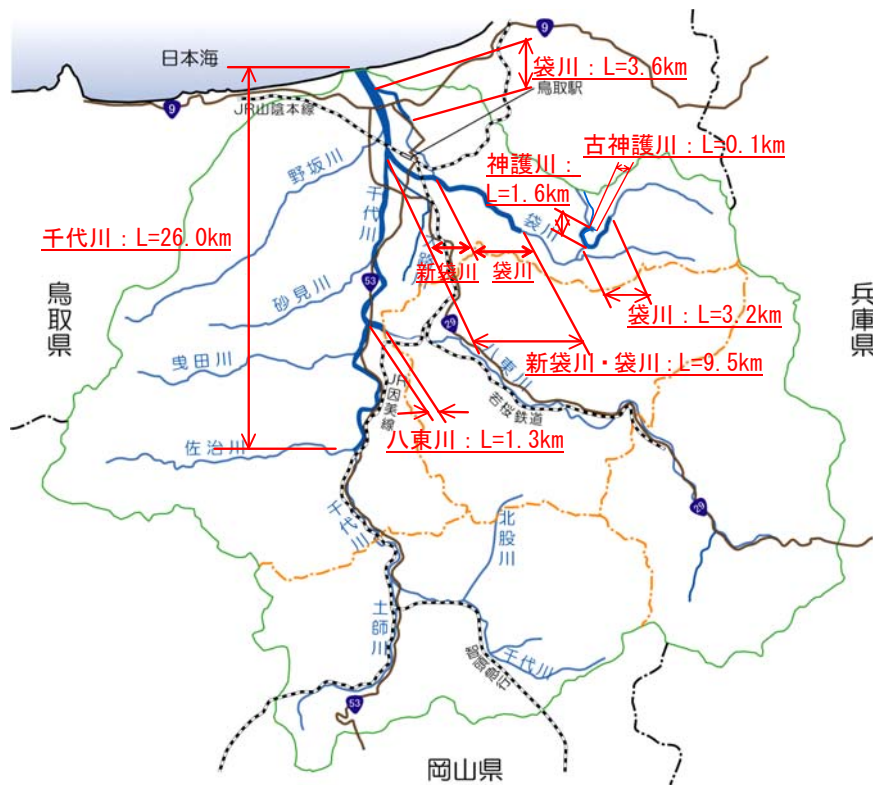


図 3.2.1 河川整備の計画対象区間

表 3.2.1 河川整備の計画対象区間

河川名	区間		指定延長 (km)
	上流端	下流端	
千代川	左岸：鳥取市用瀬町古用瀬字貝ヶ谷平 641 番地先 右岸：鳥取市用瀬町用瀬字山鼻 10 番 8 地先	海まで	26.0
袋川	左岸：鳥取市相生町 1 丁目 108 番地先 右岸：鳥取市材木町 386 番地先	千代川との合流点	3.6
新袋川・袋川	左岸：鳥取市国府町岡益字向河原 56 番 2 地先 右岸：鳥取市国府町谷字奥ノ田 158 番地先	千代川との合流点	9.5
八東川	左岸：鳥取市河原町今在家字中坪内分 843 番地先 右岸：八頭郡八頭町米岡字大新田上分 1085 番地先	千代川との合流点	1.3
袋川	左岸：鳥取市国府町楠城字城ノ越 399 番地 1 地先 右岸：鳥取市国府町楠城字神田左ノ谷 467 番地 1 地先	左岸：鳥取市国府町山崎字二反田平 305 番地 1 地先 右岸：鳥取市国府町殿字前田 55 番地先	3.2
神護川	左岸：鳥取市国府町神護字前田 231 番地先 右岸：鳥取市国府町神護字前田 230 番地先	袋川との合流点	1.6
古神護川	左岸：鳥取市国府町神護字古神護 58 番地次 1 地先 右岸：鳥取市国府町神護字古神護 59 番地 1 地先	神護川との合流点	0.1
合計			45.3

注) 左岸：河川を上流から下流に向かって眺めて左側のことを言います。
右岸：河川を上流から下流に向かって眺めて右側のことを言います。

3.3 河川整備の計画対象期間

本計画の対象期間は、概ね 20 年間とします。

なお、本計画は現時点の流域における社会経済の状況、自然環境の状況、河道の状況等を前提として策定するものであり、策定後の出水やこれらの状況変化等の他、事業実施後の河川環境に係わるモニタリングの結果により、必要に応じて見直しを行います。